

湯河原町立学校給食共同調理場条例をここに公布する。

令和7年6月9日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第14号

湯河原町立学校給食共同調理場条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食調理に関する業務を共同処理する施設として、湯河原町立学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
湯河原町立湯河原小学校共同調理場	湯河原町宮上11番地

(職員)

第3条 共同調理場に事務職員その他の必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。